

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	永久選挙人名簿	
実施機関の名称	五ヶ瀬町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	五ヶ瀬町選挙管理委員会	
個人情報ファイルの利用目的	選挙、国民投票、直接請求等のため	
記録項目	氏名、生年月日、年齢、住所、性別、登録年月日、投票区、その他表示事項（転出、失権）	
記録範囲	永久選挙人名簿に登録される資格を有する者	
記録情報の収集方法	文書及び電子計算機処理	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 含まない。	
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 有り →提供先（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五ヶ瀬町選挙管理委員会	
	(所在地) 五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	<input checked="" type="checkbox"/> 有り →手續の根拠及び内容 (公職選挙法第24条の規定に基づく異議の申出) <input type="checkbox"/> 無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	→ <input type="checkbox"/> 令第20条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 五ヶ瀬町選挙管理委員会	
	(所在地) 五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症対策商品券配布対象者リスト	
実施機関の名称	総務課財務グループ	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課財務グループ	
個人情報ファイルの利用目的	商品券対象者の把握、配布管理	
記録項目	世帯番号、氏名。ふりがな、生年月日、郵便番号、住所、行政区、世帯主、発行枚数、発行金額、	
記録範囲	令和4年11月末日付住民基本台帳に登録されている者	
記録情報の収集方法	電子計算機処理	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 含まない。	
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 有り →提供先（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)五ヶ瀬町財務グループ	
	(所在地)五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	<input type="checkbox"/> 有り →手続の根拠及び内容 () <input checked="" type="checkbox"/> 無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	→ <input type="checkbox"/> 令第20条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		